

## 4. 職権による被扶養者の認定の取消し

今回の被扶養者の資格継続調査にあたり、被扶養者資格確認届書又は必要書類について、期日内に正当な理由なく提出をいただけない場合、又は確認事項について期日内に正当な理由なく回答をいただけない場合には、職権により被扶養者の認定を取り消す場合がありますので、期日内提出等にご協力くださいますようお願いいたします。

### 注意事項

- ① 共済組合で提出書類を審査した結果、当該被扶養者が資格の要件を欠いていた場合は、共済事務担当課を通じて連絡いたしますので、速やかに「被扶養者申告書」にて取消しの手続きを行ってください。  
また、遑って認定を取り消した場合、その間に受診した医療費や受給した給付金については返還していただくこととなります。
- ② 18歳以上60歳未満の者で学生や障害、病気又は負傷のため就労能力を失っている者以外の者(配偶者を除く)については、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならぬ事情を具体的に調査確認して処理するものとされています。

【地方公務員等共済組合法運用方針第2条関係第1項第2号】

お問い合わせ先 奈良県市町村職員共済組合 保険課 ☎ 0744-29-8264 (保険課直通)

## メンタルヘルス相談 ご利用案内

組合員及び家族の健康の維持・増進を目的として、メンタルヘルス相談を下記のとおり行っています。

### 『財団法人信貴山病院 ハートランドしぎさん』

相談予約専用番号  
 **0745-72-5307**

受付時間：火・木曜日 午前9時から午後4時まで  
【日・祝祭日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除く】

- 予約した日に、カウンセリング室で組合員証又は組合員被扶養者証を提示してから、メンタルヘルス相談を受けてください。

**相談員** 「ハートランドしぎさん」に勤務する臨床心理士

**相談場所** 財団法人信貴山病院  
ハートランドしぎさん

**利用方法** 利用者本人が、相談予約専用電話で臨床心理士に直接相談日時の予約。

**相談時間** 受付時間内で1回につき60分以内

**費用負担** 相談料は共済組合が負担  
※ただし、同一内容のカウンセリングは、1人3回を限度とします。

### 『帝塚山大学 こころのケアセンター』

(奈良市学園前南3丁目1番3号)

 相談予約専用アドレス

**soudan2 @  
mental-health-center.jp**

相談日：第1・3水曜日、第2・4金曜日  
【当該日が祝日の場合は原則前日】

**相談員** 「大学院連合メンタルヘルスセンター」に属する臨床心理士

**相談場所** 帝塚山大学 こころのケアセンター

**利用方法** 相談予約専用メールにて申込み

**相談時間** 14:00～17:00  
1回50分 ※初回面談は90分

**費用負担** 相談料は共済組合が負担  
※ただし、同一内容のカウンセリングは、1人3回を限度とします。

※メンタルヘルス相談は、個人情報保護法を遵守し、相談員は、相談者のプライバシーを厳守し機密を保持します。